

# 飛驒法人会だより

No.199  
2014

平成26年11月20日 第199号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三/編集人 鍋島道雄

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/>  
メールアドレス [hidahojn@siren.ocn.ne.jp](mailto:hidahojn@siren.ocn.ne.jp)

TEL 0577-34-2201  
FAX 0577-33-1093

秋

## 目次



- 税を考える週間特集..... 2~10
  - テーマ:「税の役割と税務署の仕事」
  - 税を考える週間トピックス
  - 納税表彰 名古屋国税局長表彰・高山税務署長表彰・飛驒税務推進協議会長表彰
  - 税に関する高校生の作文表彰
  - 小・中学生の「税に関する作品」表彰 ・スナップ「税を考える週間」
- 税務署からのお知らせ..... 11~12
  - 地方法人税が創設されました
- 法人会全国大会(栃木大会)・公益社団法人 飛驒法人会理事会 ..... 13
- 休憩室.....「こんな時こそ、連帯だ。」 ..... 14~15
- 事業所訪問.....有限会社 三星造園 ..... 16~17
- とんなんしいぺい(支部短編ニュース)..... 18~19
- 青年部会だより..... 20
- 女性部会だより..... 21
- 読者の窓..... 23
- 事務局だより・編集後記..... 24



## 「税を考える週間」〔平成26年11月11日(火)～17日(月)〕のテーマ 『税の役割と税務署の仕事』

### ～「税を考える週間」とは～

国税庁では、国民の皆様にも租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から11月17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

平成26年の「税を考える週間」は、テーマを「税の役割と税務署の仕事」とし、以下のとおり実施しました。

#### 1 インターネットを活用した広報

##### ○国税庁の取組等を紹介するコーナーを更新

国税庁ホームページ内の「ご紹介します 税の役割と税務署の仕事」を「税を考える週間」の開催に合わせて更新しました。

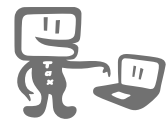
また、スマートフォン版も更新しました。

- ・動画で見る税務署の仕事  
調査や徴収などの業務をドラマ仕立てで紹介しました。
- ・イラストやグラフで見る税の役割と税務署の仕事  
国税庁の取組等を分かりやすく最新のデータで紹介しました。

##### ○ツイッターの活用

「税を考える週間」の開催に合わせて各種情報を提供しました。

(YouTubeの国税庁動画チャンネルや、国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」などの情報を発信しました。)



#### 2 講演会の実施や関係民間団体等との連携

職員による講演会や、関係民間団体・地方公共団体等と連携して、イベントや作品展などを実施しました。

### ～税の役割や国税庁のICT化・国際化に対する諸施策について紹介します～

#### ICT化を通じた納税環境の整備

国税庁では、申告・納税における納税者の利便性の向上を図るため、ICT化を通じた納税環境の整備を進めています。

具体的には、「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax」の改善のほか、国税庁ホームページにより、納税者が適正に申告・納税が行えるよう納税の意義や税法の知識、手続等について様々な情報提供を行っています。

また、ダイレクト納付、インターネットバンキング等を利用した電子納税といった多様な納付手段を導入しています。

#### 税の役割

国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、様々な行政活動を行っており、その活動のために必要な経費を賄う財源が「税金」です。

国税の多くは、納税者自らが税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する「申告納税制度」を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的に履行することが必要です。

国税庁では、この納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、様々な納税者サービスの充実を図っています。

#### 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

自宅や事務所などからインターネットを利用して、

- 1 所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、法人税及び復興特別法人税、贈与税、酒税及び印紙税の申告
- 2 全税目の納税
- 3 申請・届出等

の各種手続をすることができます。

また、平成26年6月からスマートフォン等で一部の手続等についてe-Taxがご利用いただけます。

#### 国際的な取引への対応

国税庁では、国際的な取引への対応として、国際的租税回避への対応をはじめとした適正・公平な課税の実現のための取組、国際的な二重課税の防止等のための相互協議、租税条約等に基づく情報交換を行っています。

また、国外財産の適正な課税に資するため、平成26年1月から「国外財産調書」の提出が義務付けられました。

税に関する情報は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ TEL:0570-01-5901

11月11日～17日

# 税を考える週間トピックス

高山税務署管内において、税の意義や役割を考え、正しく理解していただけるような行事が開催され、飛驒法人会も積極的に取り組みました。

## 平成26年度 納税表彰

法人会活動を通じ、平成26年度納税表彰を受賞された法人会会員の皆様の栄誉をたたえ、ここにご紹介いたします。

永年のご功績に敬意を表し、心よりお喜び申し上げます。

## 名古屋国税局長表彰

(敬称略)



(公社)飛驒法人会  
会長

岡田 賛三

## 高山税務署長表彰

(敬称略)



(公社)飛驒法人会  
女性部会 副部会長

南悦子



(公社)飛驒法人会  
理事

柳七郎



## 飛驒税務推進協議会長表彰

(敬称略)



(公社)飛驒法人会  
女性部会 監事

松井 多美子



(公社)飛驒法人会  
理 事

川 崎 誠



## 税に関する高校生の作文表彰

国税庁では、我が国の次代を担う高校生に、国や地方公共団体の財政を支える租税の意義や仕組みを正しく理解していただくため、昭和37年から高校生を対象に「税に関する高校生の作文」を募集しています。今年も飛驒地区の高校生の皆さんから多くの応募作品が寄せられ、その中から次の方の作品が優秀な作文として選ばれ、11月7日の表彰において、表彰状と記念品が贈られました。（敬称略）



### 高山税務署長賞

岐阜県立飛驒高山高等学校 3年  
中井 拓人

#### 『税金の行方について』

最近のニュースでは、年金給付の対象となる年齢の引き上げや、増え続ける赤字国債について、そして消費税の引き上げについて話題となっている。現に消費税については今年から消費税率8%へと増税しているのが現状だ。

では、なぜそれほどまで税金を徴収しているのにも関わらず、尚も税金を増やし、国民への給付は先送りにされているのか。徴収した税金は一体どんなことに使われているのかその行方を調べてみた。

公務員の収入は税金によって賄われている。ゴミの回収・処分についても税金が使われる。また、小中学校の教科書についても税金によって無料で手に入った。普通の生活の中で利用する上下水道、道路、公園や森林の整備も同様だ。以上のことは、よく知られている税金の使い道である。

次に身近にはあまり感じることのない税金の使い道だ。

代表として、経済協力費がある。経済協力費とは、海外の貧しい国々への支援に使われる費用のことだ。この費用は税金によって賄われている。このように税金は日本国内のみならず、世界でも役に立っているということが分かる。

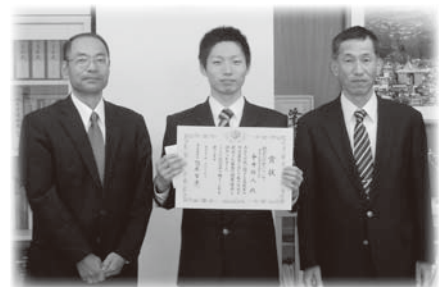
最後に国債費がある。国債とは法律に基づいて国が発行する債券のことだ。赤字国債が話題になっているように、国債費については上手

く回っていないのではと私は思う。なぜならば、国民からの借金に利子を付けて返済する際に、税収を使って返済し、利子の分だけ赤字が溜まっているからだ。それでは借金が増え続けるばかりではないかと疑問に思う。その結果、消費税率を始めとする様々な増税に踏み切らなければならなくなる。

では、どうすればこの現状を乗り切れるのか。そのためにはまずは収入を得ることだ。国外を相手にするのが効率的だと思う。日本が世界に誇る工業製品の輸出を推進することで少しでも利益が生まれるのではないだろうか。また、日本には若者の働き手が少ない。そのため所得税などの税収が不足している。だが、工業製品の輸出に着手することで働き手が必要になり、多くの人が職に就くこともできるのだ。

しかし、海外の工場は人件費が安い。国内で働き手を増やせばその分企業の負担が大きくなるだろう。莫大な我が国の赤字はそう簡単には無くならない。だが、今からでもできることはたくさんある。例えば、個人で出すごみの量を減らすことでごみ処理にかかる費用は少しでも抑えられる。職に就いた時は健康管理に心がけ、長く仕事を続ける。

幸せな暮らしには税収による社会保障、生活のバックアップが必要不可欠である。また、日々の暮らしに感謝することを忘れず、生活していきたいと思う。



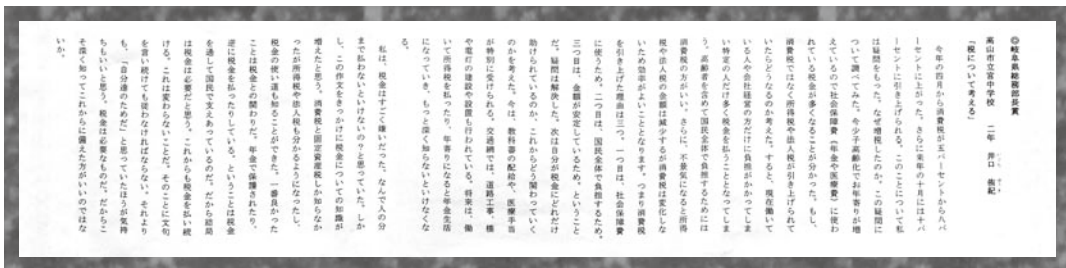
## 小・中学生の「税に関する作品」表彰

飛驒納税貯蓄組合連合会では、我が国の次の世代を担う児童・生徒の税に対する意識の浸透・拡大を図ることを目的として、毎年「税に関する作文及び習字」を募集しています。

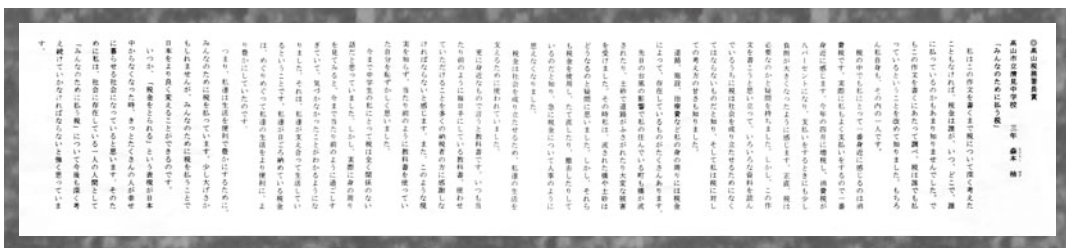
今年も飛驒地区の小・中学生の皆さんから寄せられた多数の応募作品の中から、次の方々の作品が優秀作として選ばれ、表彰状と記念品が贈られました。(敬称略)

### 作文の部

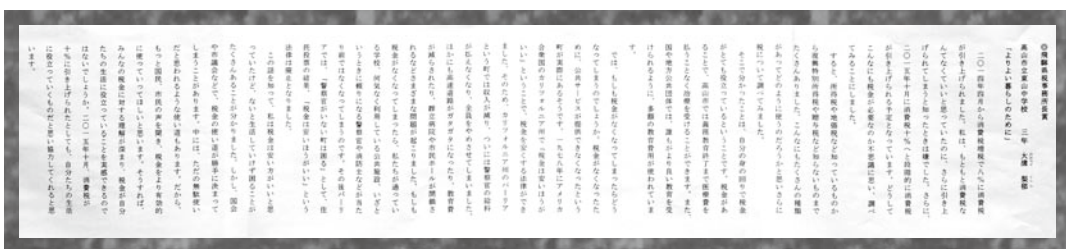
|               |              |         |
|---------------|--------------|---------|
| 岐阜県総務部長賞      | 高山市立宮中学校 2年  | 井口 侑 紀  |
| 高山税務署長賞       | 高山市立清見中学校 3年 | 森 本 柚   |
| 飛驒県税事務所長賞     | 高山市立東山中学校 3年 | 大 溝 梨 郁 |
| 飛驒税務連絡協議会長賞   | 高山市立宮中学校 2年  | 幅 上 翔 太 |
| 飛驒法人会長賞       | 高山市立宮中学校 3年  | 早 船 妃 恵 |
| 飛驒納税貯蓄組合連合会長賞 | 高山市立朝日中学校 3年 | 池 本 舞 花 |
| 高山市長賞         | 高山市立朝日中学校 3年 | 廣 瀬 涼 代 |



中学生の作文 岐阜県総務部長賞



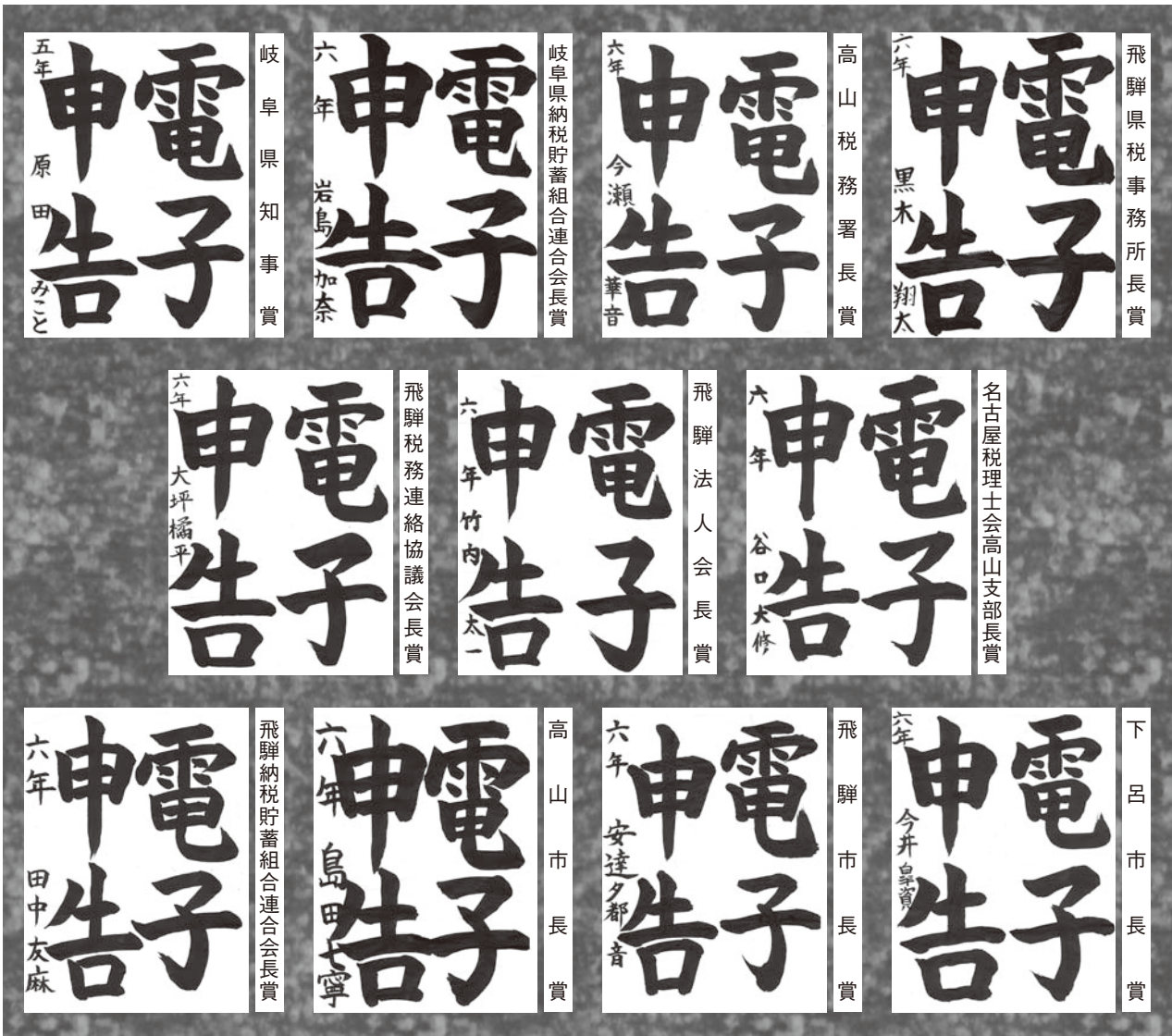
中学生の作文 高山税務署長賞



中学生の作文 飛驒県税事務所長賞

習字の部

|                |            |    |      |   |
|----------------|------------|----|------|---|
| 岐阜県知事賞         | 高山市立山王小学校  | 5年 | 原田みこ | と |
| 岐阜県納税貯蓄組合連合会長賞 | 高山市立丹生川小学校 | 6年 | 岩島加奈 | 奈 |
| 高山税務署長賞        | 下呂市立萩原小学校  | 6年 | 今瀬華  | 音 |
| 飛驒県税事務所長賞      | 高山市立東小学校   | 6年 | 黒木翔  | 太 |
| 飛驒税務連絡協議会長賞    | 下呂市立尾崎小学校  | 6年 | 大坪橘  | 平 |
| 飛驒法人会長賞        | 高山市立山王小学校  | 6年 | 竹内太  | 一 |
| 名古屋税理士会高山支部長賞  | 飛驒市立古川小学校  | 6年 | 谷口大  | 修 |
| 飛驒納税貯蓄組合連合会長賞  | 高山市立南小学校   | 6年 | 田中友  | 麻 |
| 高山市長賞          | 高山市立東小学校   | 6年 | 島田七  | 寧 |
| 飛驒市長賞          | 飛驒市立河合小学校  | 6年 | 安達夕  | 都 |
| 下呂市長賞          | 下呂市立萩原小学校  | 6年 | 今井阜  | 資 |







# 税を考える週間

## — 納税表彰式 —

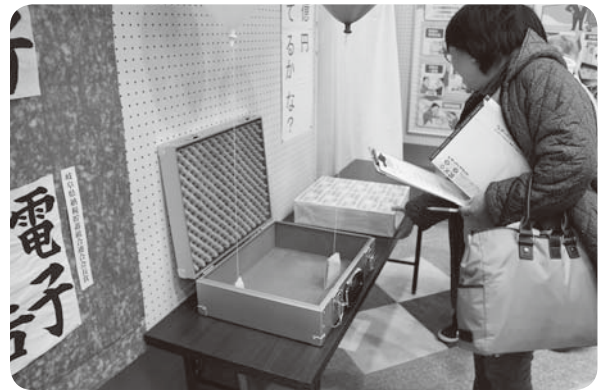


## — 租税教育推進校表彰 —



山王小学校は、税に関する作品を20年連続で応募しているほか、租税教室を積極的に開催するなど租税教育に大変熱心であるため表彰された。

— 税金パネル展 —



## 地方法人税が創設されました

平成 26 年 3 月 31 日に公布された「地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、**平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から**、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としています（裏面参照）ので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

### 地方法人税の概要

#### (1) 課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の各事業年度とされています。

#### (2) 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{課税標準法人税額} &= \text{別表一(一)「4」欄} + \text{別表一(一)「5」欄} + \text{別表一(一)「7」欄} \\ &+ \text{別表一(一)「9」欄} + \text{別表一(一)「10の外書」欄} \end{aligned}$$

#### (3) 税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に 4.4%の税率を乗じた金額となります。

なお、法人税について外国税額控除の適用を受ける場合で、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、地方法人税についても外国税額控除の適用を受けることができます。

#### (4) 確定申告

地方法人税確定申告書は、各課税事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、課税標準法人税額がない場合であっても地方法人税確定申告書を提出する必要があるため、この場合には、「基準法人税額」、「地方法人税額」及び「所得地方法人税額」の各欄に「0」と記載して提出してください。

(注 1) 法人税の納税義務のない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人）や清算所得に対する法人税を課される平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、地方法人税確定申告書を提出する必要はありません。

(注 2) 法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、地方法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります。

#### (5) 中間申告

平成 27 年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、地方法人税についても中間申告書を提出することになります。

平成 26 年 9 月  
国 税 庁

地方法人税申告書の様式

◎ 法人税申告書別表一(一)から別表一(三)までの各様式(以下「別表一(一)等」といいます。)の下部が地方法人税申告書となっています。

なお、別表一(一)等には、それぞれ次葉が設けられていますので、「法人税額」、「地方法人税額」及び「課税留保金額に係る地方法人税額」に記載する金額の計算や所定の項目の記載に当たっては、次葉を使用してください(別表一(一)等及び次葉の様式は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載しています。)

◎ 以下は、書面で提出していただく場合の別表一(一)です。

(注) 平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、地方法人税確定申告書の提出は不要ですので、法人税の申告の際は「平成26年4月1日以後終了事業年度分」の別表一(一)等をご使用ください。

◎ ご質問、ご不明な点がございましたら、高山税務署にお問い合わせください。

## 第31回 法人会全国大会・栃木大会

●と き 平成26年10月16日(木) ●ところ 宇都宮市

第31回全国大会が、栃木県宇都宮市にて開催され、国税庁長官はじめ栃木県知事、宇都宮市長など来賓多数を迎え盛大に開催された。



## 公益社団法人 飛驒法人会理事会

●と き 平成26年9月17日(水) ●ところ ひだホテルプラザ

理事会が、包原高山税務署長、笠井法人課税第一統括官、大同生命樋之津支社長、岩井営業推進課長を来賓に迎え、出席理事数24名で開催されました。

公益社団法人として、租税教室の開催、税の絵はがきコンクール等に力を入れていく旨の確認がされました。

また組織率低下から会員増強に力を入れていくことが確認されました。



# 休憩室

## 「こんな時こそ、連帯だ。」

飛驒法人会 小坂支部事務局 小林 浩二

### 御嶽噴火から1か月 影響は小坂でも

9月27日午後、心地よい秋晴れの下、私は自宅前の畑で農作業に精を出していた。「今日はやけにたんとうヘリコプターが飛んで行くなあ」間もなく3歳になる孫と一緒にのん気に東の空を眺めていると携帯電話がけたたましく鳴った。某ホテルの某企画・広報担当女子からだ。慌てた声で「小坂は大丈夫ですか?10月のイベントどうするんですか?中止ですか?」語気を強める。事情を呑み込めない私は「どういうこと?何かあったの?」と聞き直す。「テレビ観てないんですか?御嶽山が噴火したんですよ。ホームページにアップした御嶽のイベント開催は大丈夫ですか?」と某女子。それから程なく家に戻りニュースを見る。その時点ではこの惨事を他所事のように観ていたが、やがてメディアの情報に触れ全容が明らかになるにつれ、事の重大性を知ることとなる。

あれから1か月余、たくさんの方が亡くなられ行方不明者の捜索活動も冬期を迎え今年も打ち切られた。心よりお悔み申し上げます。事故当日からの喧しいメディアの報道もひと段落しやっと落ち着いてきたように見えるが、今回の噴火は、私たち生活者にも暗い影を落としている。メディアでは長野県側のニュースが大きく取り上げられることが多いが、岐阜県側の麓、特にここ小坂地域でも少なからず影響を受けている。

### イベント中止、来訪者減も

噴火当日の午後、件の某ホテル企画・広報女子が開催を心配してくれたイベントも残念ながら「幻」の第1回イベントとなってしまった。2020年の東京オリンピック開催決定にあわせ、下呂市や町商工会、観光協会が中心になって企画した地

域活性化イベントだ。錦繡の季節、御嶽山の麓7合目、標高1,800メートル付近にある濁河温泉や下呂市濁河温泉高原スポーツレクリエーションセンター、御嶽パノラマグラウンド、榎谷(さわらだに)林道周辺を、地元だけでなく岐阜県民、全国のみなさんに知ってもらおうと、何か月もかけて準備してきた『第1回 飛驒小坂おんたけパノラマウォーキング&ジョギング大会』は、10月12日(日)開催予定、スポーツジャーナリストでロサンゼルスオリンピックのマラソンにも出場した増田明美さんをゲストに招いて、高地トレーニングエリアを世間に知らしめ盛り上げる一大イベントになるはず、だった。中止決定前この地区の安全をPRするために開催を強く望む声もあったが、事故の大きさや犠牲になられた方の捜索活動の状況からいうとイベント中止の判断はやむを得なかった。

もっと影響が深刻なのは、この地域が危険だというイメージがなかなか払しょくできないことだ。今は少しずつ取り戻しつつあるが、噴火直後、御嶽山の下呂市小坂町側では、濁河温泉のみならず湯屋温泉、下島温泉でも宿泊予約のキャンセルが相次いだ。岐阜県の宝物第1号に認定された「飛驒小坂200滝めぐり」、炭酸泉で有名な日帰り温泉施設「ひめしゃがの湯」への影響も深刻で、例年紅葉シーズンで賑わうはずの10月の来



女将さんたちが長野・岐阜応援キャンペーンに参加

訪者は昨年に比べると約3割減と厳しい結果となってしまった。何処も26年は夏の天候不順で苦戦し、なんとか秋の行楽シーズンで挽回しようと目論んでいた矢先だった。濁河温泉にある旅館の主人は「今回は前の噴火(昭和54年)のときとは違う。今年の冬は営業できんかも。先行きが心配や」と肩を落とす。他にも結果的には影響を免れたが、噴火当初は御嶽山が源の水系を利用する淡水魚養殖業、秋野菜栽培の農業などへの火山灰の影響も懸念されるなど、この地域が受けたダメージは小さくない。不謹慎かもしれないが、この地域の観光業などを生業とする人たちのことを思うと、御嶽山噴火の関連でテレビ放映がされ、岐阜県下呂市の映像が流れるたび「(こっちは)大丈夫やのに。ちゃんと正確な報道してくれよ」とつぶやいてしまう自分がいた。自分のところは大丈夫とPRするのも気が引ける。でも多くの人の生活もかかっている。忸怩たる思いだ。

### 今できることを皆で

「黙って手を拱いていてもしょうがない」「こんな時こそ皆でがんばろう」ここへきて新しい動きも出てきた。10月末には愛知県や名古屋市が主催する「長野・岐阜応援キャンペーン」に小坂町の下島温泉・湯屋温泉の女将さんたちが参加。小坂温泉郷への来訪を名古屋駅前の道行く人たちに訴えた。また11月9日には、がんだて公園で「清流のいのちの感謝祭 小坂いわな祭り」を開催。元気な小坂を応援しようと県内外から多くのお客様が訪れた。

また10月に「平成26年度過疎地域自立活性化優良事業」で総務大臣表彰を受けたNPO法人飛



人気の雪原ハイキング



今年の冬の滝ツアーは充実

驒小坂200滝が運営する滝めぐりツアーも今冬から大きくバージョンアップする。大人も子供も楽しめる雪原ハイキング、自分たちで作ったマイかんじきで冬の滝めぐりをするツアーなど、気軽に安心して冬の滝に触れることができる初級者コースから本格的な上級者コースまで充実のラインナップ登場だ。

前述の湯屋温泉・下島温泉の女将さんたちも今年の冬は負けてはいられない。冬こそ本物の炭酸泉を楽しんでいただこうと、初めて4つの旅館の女将さんたちが小異を捨てて大同団結。27年冬1月からは3月まで『これが本物炭酸泉!4人の女将の本気プラン』を企画した。1泊2食付9,000円程度と期間中の宿泊料金を格安に設定したほか、各宿自慢の炭酸泉料理、宿泊旅館とは別の旅館での温泉入浴、道の駅や日帰り入浴施設でのクーポン券、滝めぐり参加費10%割引など、湯屋・下島の旅館だけでなく日帰り入浴施設、道の駅、NPOを巻き込んだ特典付きの本気プランだ。心配していた御嶽チャオスキー場も通常営業するという。今年は冬の厳立峡まで除雪もされる。今までの冬とは意気込みもひと味違う。

木曾の御嶽山というが、御嶽山と小坂町の関係は昔も今も切っても切れない。私たちにとっては「小坂の御嶽山」だ。御嶽の恵みによって観光や農林水産業が成り立ち、当たり前の日常がある。小坂では幸い噴石や火山灰の影響はないが、今なお火山活動が続き捜索が再開されていない現実がある。こんな時だからこそ、女将さんたちのように新しい連帯も生まれた。霊峰御嶽山に感謝し、今できることを皆で協力し行い少しでも元気を取り戻したい。

## 事業所訪問 有限会社 三星造園

### 概

### 要

代表者：代表取締役 日下部 保次  
所在地：岐阜県下呂市金山町金山3299-2  
設立：昭和62年7月  
従業員数：10名  
事業内容：事業内容造園・土木工事請負業・  
森林整備

### 対

### 談

**ききて** お忙しいところ、ありがとうございます。まずは、会社の沿革や業務内容についてお聞かせください。

**社長** 我社は金山町に本社を置き、地元採用の職員を中心に造園・土木工事の請負業を柱に営業をしています。

昭和50年に個人事業で現所在地に創業し、62年7月に法人成しました。創業当時はこの地域では造園の仕事も少なく、日々の仕事を確保するのに大変苦勞をしました。公園緑化工事や、ゴルフ場の植栽工事など大変忙しい時代もありましたが、今はそのような仕事がほとんどなく、民間の造園・土木・外構・石工事、公共の土木工事請負が主な仕事になっております。

**ききて** 御社の経営理念についてお聞かせください。



社長 日下部保次氏



社屋外観

**社長** 小勢の小さな会社ですが、設立当初から、お客様を大切にし、働きがいのある将来に向かって挑戦をしていく事の出来る会社を経営理念にしていまいりました。

特に三方よしの経営、お客様、仕入れ先、従業員、など仕事を通じて皆が喜びあえる会社を目指してを努力をしております。

**ききて** 今の業界の状況と今後の経営方針についてお聞かせください。

**社長** 来年度の消費税率の増額やら、我社の仕事は日用の消費材と違い、増々花より団子の時代になって、特に個人住宅の庭で花や木を植え育てることが、敷地の広さや、時間や、経済的な制約で難しい時代になっております。

また公共の場の建物や公園の造園・植栽も、維持管理面での費用が掛かることで中々思うような予算がなく、仕事も増えることはないと思います。

幸いにもこの地域は、山や川などの自然環境には大変恵まれた所で、目線を少し上げれば季節の移り変わりは肌で感ずる事が出来ます。快適で美しく、やすらぎの場を提供し自然環境の保全に貢献することを目標にしております我社に今後出来る事はなんだろうと考えると、森林整備や河川環境の自然工法に力を注ぎ、今ある自然環境をよりよくする為の技術研修・研究、提案をし、民間・公共工事を通じて、快適な生活空間を提案し提供できる会社になれば、高齢化の時代には大きなチャンスがあると思います。

**ききて** 従業員の育成で心掛けてみえることは何でしょうか？

**社長** 今、我社では、工場や個人庭園の樹木管理業務もやっていますが、作業員の高齢化でお客様のご要望になかなか対応できない状況





民間庭管理作業 赤松古木の剪定



民間洋風庭園



寺院造園・石畳



工場緑化工事



民間日本庭園



治山工事

に成ってきております。

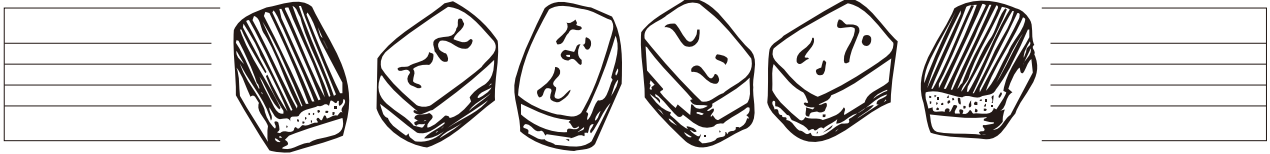
職人の技術は1～2年では身につけることは出来ません。辛抱して技術を身につける気構えの人材を育てる事が急務になっております。熟練者との調和を図り若返りを図る事が出来る職場の環境づくりにも一層力を注がなければなりません。

ききて 現在、2人の息子さんが社業に従事しておられ心強い限りですが、どのように継承してほしいと期待されていますか。

社長 創業以来厳しい時もありましたが、私の時代は皆さんのお陰で何とか事業を続けてまいりました。しかし最近では、適正な利益を得る事も難しい時代になっております。

事業継承者には、会社の基本理念を忘れず、身の丈に合った新しい仕事分野への挑戦や、一緒に働く若い人材の確保を考え、挑戦を続けてほしいと思います。

ききて 本日はご多忙の中、誠にありがとうございました。  
(矢島 記)



## 高山支部 住民票などのコンビニ交付が始まりました。

10月30日から、住民基本台帳カードを利用して、対応端末の設置してあるコンビニエンスストアで、住民票などの取得ができるサービスが始まりました。

対応端末が設置された国内すべての店舗が対象で、年末年始を除いた午前6時30分から午後11時まで利用が可能。これからは、必要ときに全国どこでも住基カードで各種証明書の発行を受けることができます。11月13日からは所得課税証明書なども取得可能に。

新サービスの開始により、従前より市内3ヶ所に設置されていた証明書自動交付機のサービスは終了します。  
(長瀬 記)

### <サービスを利用できる店舗>

- ◆セブン・イレブン ◆ローソン
- ◆サークルK・サンクス ◆ファミリーマート

### <取得できる証明書>

- ◆住民票の写し ◆印鑑登録証明書
- ◆戸籍全部(個人)事項証明書 ◆戸籍の附票の写し

お問い合わせ：

高山市役所・市民課(電話0577-35-3496)



## 萩原支部 萩原支部の親睦旅行へ行ってきました！

去る9月26日(金)に萩原支部主催の「フェリーで行く渥美半島の旅」が開催されました。親睦と視察を兼ねたこの旅行は4年ぶりの開催となりましたが、桂川支部会長はじめ、萩原支部の役員や会員、そして従業員の方など多数の参加者となり、大変賑やかなものとなりました。

初めに師崎港に着いた一行は「師崎～伊良湖」航路のカーフェリーへ乗船しました。このカーフェリーは9月末で廃止をむかえるとあって乗客の姿がまばら。参加者はこれも時代の流れなのかと真剣な面持ちでした。

伊良湖港に到着した後、伊良湖ビューホテルで参加者そろっての昼食の時間となりました。平日にも関わらず、多数の集客をほこるホテルのランチに感心する参加者の姿もありました。最後に渥美半島の主な産業の一つであるメロンの収穫を体験し、帰路へ着きました。

日頃、仕事に追われているみなさんですが、この日ばかりはのんびりと過ごすことができ、明日からの仕事への活力につながったようでした。(青木 記)



## 下呂支部 下呂温泉花火ミュージカル 冬公演 ~下呂温泉の将来を担うニューリーダー達~

下呂温泉の冬の風物詩となっている「冬花火」も今年で15回目となります。この事業を起こし支えてきたのは下呂の各種青年団体です。

大会長は瀧康洋さん[コンベンションビューロー、(株)水明館]、副大会長は、間所拓也さん[法人会、(株)飛騨裸子製作所]、川上弘毅さん[観光協会、(有)川上屋花水亭]、長坂鏑哉さん[旅館組合、(有)下呂観光ホテル]、田口剛さん[商工会、(株)ナンピ]、早川敏成さん[青年会議所、(株)冠婚



葬祭ころの会]の5名です。

クリスマス

特別公演【12月24日(水) 20:00~20:30】では皆さんサンタになって登場です。通常公演は12月6日(土)、13日(土)、20日(土) 20:00~20:30です。

暖かくして是非お越しください。

(説田 記)



## 古川支部 飛騨新そば祭りと軽トラバザール

イベントシーズン真っただ中の10月25日(土)と26日(日)に、古川町中心街にて第9回新そば祭り、また25日には軽トラバザールが行われ、各日4,000人合計8,000人の人出でにぎわいました。

第7回を数える軽トラバザールは、回を重ねるごとに出品の幅が広がり、企業・団体の製品や商品が売られていることはもちろんのこと、



個人の趣味が高じた作品の出品などもあり、買わずとも見ているだけでも楽しめるバザールでした。

また、9回目の新そば祭りは市内7店と高山市より1店の合計8店により開催。来場者は新そばの馥郁とした香りとコシを楽しんでいました。ただ、今年から保健所の指導により、ざるそばの提供が禁止され温かいそば



のみのおそば祭りとなっていました。特に今回は暖かい天候に恵まれたこともあって、「えっ?ざるそばないの!?!」と少し不満げな来場者もいましたが、ひとたびそばを食べればニッコリ。1軒だけにとどまらず2軒、3軒とはしごをしている猛者もいました。(村坂 記)



## 青年部会だより

### 租税教室講師養成研修会

日時：平成26年8月26日 場所：高山観光ホテル



飛驒法人会では、本年度も小学校、中学校の租税教室を行うための講師養成研修会を開催いたしました。飛驒法人会青年部会連絡協議会として、高山税務署長瀬総務課長、法人課税第一部門笠井統括官を講師に招き、今年は特に中学生への租税教室の授業のポイントなどを研修しました。今年も15校579名児童・生徒に租税教室を開催いたします。

### 県下青年部会連絡協議会

主管法人会 (一社)大垣法人会

日時 平成26年10月22日

場所 大垣フォーラムホテル(大垣市)

協議会内容 1 テーマ 「刺激しあい磨きあう今後の青年部会活動」

2 記念講演 講師 経済ジャーナリスト 須田慎一郎氏

演題 「舞台裏から見た政治・経済

－ 日本再生のために何が必要か －」

参加者 各単位会から8名程度、来賓を含め100名



須田慎一郎氏の講演

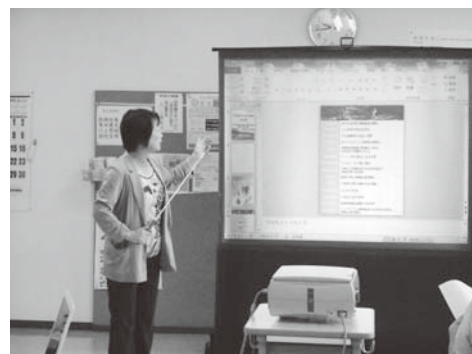
各単位会がそれぞれパワーポイントを用いながら発表。租税教育に力を入れている単位会が多くどこも趣向をこらした租税教育を見ることができた。特に中津川法人会は秋田での全国大会を控え素晴らしい発表だった。

## 女性部会だより

### 企業訪問

平成26年8月5日に下呂市小坂町にでかけました。

最初にサンリツ株式会社さんの工場を見学しました。一足先におじゃまをしましたら事務所の皆さんが、全員起立で「おはようございます」の一礼にびっくりしたのと同時に日頃の社員教育の表れだと感心いたしました。専務の中谷さんより会社の設立からの経緯、事業説明をしていただきました。



続いては平成15年に設立された株式会社飛騨小坂おなしめじ工場。一定の温度と湿度に保たれながら100日間かけて出荷されるまでを除菌、環境作りに気を使い、まるで子供の成長を見守る目で作業されている姿に感動しました。

最後は(一社)下呂建設業協会が地域連携型農外企業参入モデル事業として取り組んでおります



ワサビの栽培を見学いたしました。バス1台がやっと通れる山道を熊やイノシシがお出迎えしてくれそうな所で、青々と凜としてワサビ田に育成されておりました。今年から本格的に販売されるそうです。美しい自然と澄んだ豊富な水で育ち、どんどん市場にでていくことを願います。

お昼はひめしゃがの湯にて鉱泉豆腐、なっとく豚、小坂の天然の鮎をいただき、巖立峡にて滝のマイナスイオンを浴びて帰路につきました。

### 夏季研修会

日時：平成26年9月19日 場所：下呂温泉 水鳳園

女性部会では今年も下呂市において夏季研修会を開催しました。

高山税務署長包原智幸氏の講演の後、水鳳園のお料理を堪能しながら懇親を深めました。



高山税務署長 包原智幸氏の講演



経営者が、  
重大疾病に  
かかった時の  
そなえを確保。



## Jタイプ<sup>①</sup>[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!



**ポイント 1** 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、**重大疾病保険金を支払います。**

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

**ポイント 2** 万一の際には、**死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。**

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

**ポイント 3** 約款所定の**高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態**に  
なられた場合、**以後の保険料払込は不要となります。**

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。

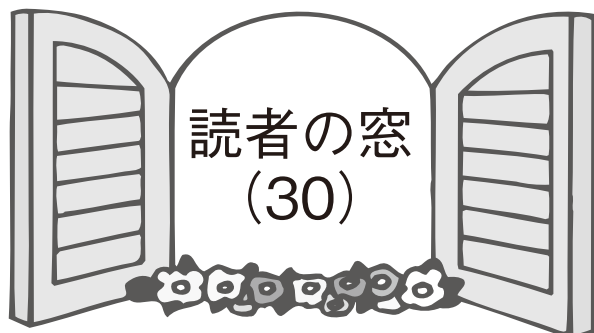
◎この資料の記載内容は、平成26年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

**DJIDO** 大同生命保険株式会社 岐阜支社/岐阜市吉野町6-16 TEL 058-262-5141

F-25-1025(平成26年3月11日)



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。  
税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた  
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多  
くの投稿をお待ちしています。

投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願  
いします。

FAX 0577-33-1093

E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

## 消費税の増税

高山市 40代 男性

消費税率を、来年10%に上げるかどうかの決断を年末までには行くと、新聞紙上で目に付くよう  
になりました。

我々、一般庶民は消費税を含め税金を納めるというのは当然な義務であり、社会を作り上げてい  
く上で大変重要な事だと思えます。

しかし、なぜ庶民は皆 税金が嫌いなんでしょう…?

収められた税金が自分達の生活に役立ってないと感じる方々がいるからだと思えます。

政府は企業が儲かれば、庶民も潤うと言う経済政策より、今一度、税の流れやしくみを庶民に理  
解してもらい、納税者一人一人の意識の向上を図ると共に、納得出来る増税であって頂きたいと願  
う限りです。

## 印紙税減税とデフレ脱却？！

高山市 奥飛驒温泉郷 一旅館支配人

今年4月の消費税8パーセントへの引き上げは、来年10月の10パーセントへの再引き上げに向け  
景気動向・社会保障論議などなど議論のつきないところですが、今年の税制改正で恩恵を受けたの  
が印紙税の改定！旅館・ホテル業界にとって、これまで30,000円以上の領収書に貼る印紙代金が、  
50,000円以上になりました。単純に考えて2人で泊まれば15,000円が25,000円になったということ  
でしょうか？

このデフレ状況下にあってご夫婦での、例えば1泊50,000円の旅行は、いかがですか…？やはり  
限られたもののようで印紙の使用量は激減です。デフレ脱却をめざすアベノミクス！『地方創生・  
女性参画』と第4の矢が登場してきましたが、はたして、夫婦・恋人同士2人での1泊50,000円の旅行  
ラインをどれだけの人が越えられますかどうか？

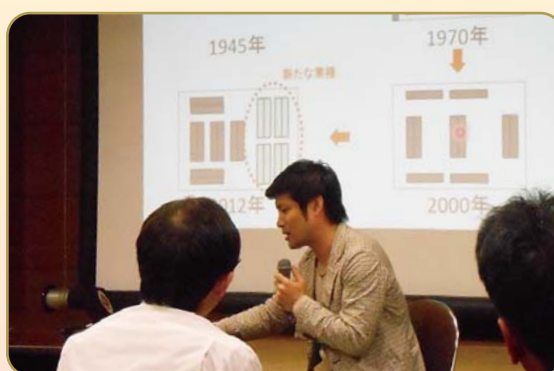
ただ、最近のインバウンド事情を眺めてみますと、タブレット片手に旅館ロビーで寛ぐ韓国人の  
老夫婦あるいはシンガポールの子供たちなどなど、昨年初めて1,000万人を超えた外国人旅行客のほ  
うがデフレ脱却の決め手になるような気がして…。

## 事務局だより

平成26年11月6日(木)今年度の飛驒法人会主催の講演会が終了いたしました。

今年は、高山市役所地下ホールにおいて山崎亮先生をお招きし「まちを元気にするヒント!」という演題で講演していただきました。当日は建築家になりたいという高校生や、町を活性化するヒントを!という若者たち、年配の方々…みなさんまちを元気にしたい!という思いに溢れ、活気ある講演会となりました。終了後の感想も「大変参考になりました!」とのお声をたくさんいただきました。

法人会も先生のお話を参考にますます飛驒を活性化するお手伝いがしたい!と思いました。



## 編集 後記

■今年も11月11日～17日まで、「税を考える週間」が開催されました。この期間、バロー高山ショッピングセンターにて小学生の習字、中高生の作文、税金パネルの展示が行われ、16日には税金クイズが行われ

多くの方が挑戦し納税意識を高めました。13日には岡田会長をはじめ5名の方が納税表彰を受賞されました。おめでとうございます。

■9月の御嶽山の噴火では多くの方が亡くなられました。心からご冥福をお祈り申し上げます。休憩室では、御嶽噴火の影響を受け大変ななか、地元が一致団結していることが紹介されています。元気な飛驒を創っていきけるそんな気がします。

■事業所訪問では、(有)三星造園様の話で人づくりを大切にしてみえることに共感しました。会社はもとより地域も人がつくっていくことを忘れてはいけません。

■法人会青年部会、女性部会による租税教室が今年も開催されています。小さい時から納税に関心を持つことは、今後の地域の発展にも心強いことだと思います。

■読者の窓では、消費税10%の増税時期が気になっていますが、ここへきて先延ばしになるようです。景気と税金とのバランスは大変難しいのだなと考えさせられます。(H.S)



平成26年11月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

|      |      |       |      |      |       |
|------|------|-------|------|------|-------|
| 鍋島道雄 | 矢島俊彦 | 説田三郎  | 青木秀幸 | 新井雅  | 松下松寿  |
| 村坂壽紀 | 追分英輔 | 中田昭彦  | 住宏夫  | 高橋厚生 | 長瀬栄二郎 |
| 北村教子 | 山下和子 | 松井多美子 |      |      |       |